平成２２年（フ）第１３９３５号
東京都板橋区板橋１丁目54―12―205
債務者　鈴木　洋之
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９３６号
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町516―８
債務者　五関　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９４１号
東京都板橋区大山西町21―３―307
債務者　倉内久美子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９４２号
神奈川県厚木市棚沢166―１　Ⅲ―202
債務者　平山　　桂（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９４４号
神奈川県大和市福田７丁目38―５―314
債務者　佐竹三和子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９４７号
千葉県船橋市高野台２丁目17―32
債務者　二ツ森ピービディオカデスこと　バシャ　ピービ　ディオカデス
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９５１号
東京都西東京市下保谷４丁目１―22―102
債務者　吉田　　仁
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９５３号
東京都あきる野市伊奈1151
債務者　柴田かおる
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９５９号
千葉県流山市名都借15―101
債務者　押谷　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９６８号
東京都練馬区富士見台２丁目17―20―205
債務者　村山　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９７２号
東京都大田区北千束２丁目６―４　岡村方
債務者　佐藤　敦紀
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９７３号
東京都北区赤羽北２丁目15―１―216
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９９３号
東京都大田区西蒲田７丁目38―７　第一岡本ビル502
債務者　小島　由明
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９９４号
千葉県木更津市請西南４丁目33―５　Ｃ棟
債務者　堤　　耕一
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９９８号
東京都世田谷区経堂４丁目18―９―102
債務者　北川　　晃
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９９９号
埼玉県志木市本町４丁目15―55　ダイヤモンドダストⅢ105
債務者　板橋　芳恵
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部